

年 度	令和5年度	文書番号	教高 第2506号
受 領 日		起 案 者	高等学校課
起 案 日	令和 5 年 7 月 3 1 日		高等学校／教務グループ
決 裁 日	令和 5 年 8 月 4 日		主 査 橋爪 剛
施 行 日	令和 5 年 8 月 4 日		(電話番号： 3431)
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	B-04-01	校 合 者	松田 佳大
簿冊番号	2-1	保存期間	3 年
簿冊名	情報公開関係		
公 開 用 簿冊件名	情報公開関係		
保存満了日	令和 9 年 5 月 3 1 日		
文書題名	行政文書の公開請求について（伺い）		
公 開 用 文書題名	行政文書の公開請求について		
決 裁 関 与 者	林田 照男 [高等学校課] [課長] 決裁者		
	三宅 恭子 [高等学校課] [参事]		
	武下 一秀 [高等学校／学校経営支援グループ] [課長補佐]		
	松下 信之 [高等学校／教務グループ] [課長補佐]		
関 係 者	今井 尚人 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	杉本 勇氣 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	廣江 綾斗 [高等学校／教務グループ] [一般職員等]		
	松田 佳大 [高等学校／教務グループ] [主査]		

伺 い 文	標記について、令和5年7月25日付け第389号で行政文書の公開の請求がありました。 ついては、次案のとおり決定通知書を請求者あて通知してよろしいか。 お伺いします。						
添 付 文 書 情 報	<table> <tr> <th data-bbox="197 1120 1369 1167">添付文書名</th><th data-bbox="1369 1120 1479 1167">種別</th></tr> <tr> <td data-bbox="197 1167 1369 1214">01_非公開決定通知書（第389号）.doc</td><td data-bbox="1369 1167 1479 1214">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="197 1214 1369 1261">情報公開第389号.pdf</td><td data-bbox="1369 1214 1479 1261">電子</td></tr> </table>	添付文書名	種別	01_非公開決定通知書（第389号）.doc	電子	情報公開第389号.pdf	電子
添付文書名	種別						
01_非公開決定通知書（第389号）.doc	電子						
情報公開第389号.pdf	電子						
施 行 先	請求者						
施 行 方 法	郵送						
備 考							

非 公 開 決 定 通 知 書

教 高 第 2506号

令 和 5 年 8 月 4 日

様

大阪府教育委員会 印

令和5年7月25日付けであった行政文書の公開請求（受付番号第389号）については、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開 請求書に記載された 行政文書の名称等	以下の請求につき為された処分決定内容がわかるもの（公開決定通知書の等の控えの写しが望ましい。）および、当該決定によって公開対象となった文書全て（公開あるいは一部公開の場合）。 なお、公開対象となった文書（公開あるいは一部公開の場合）を情報公開課が所有していない場合は、この点についてのみ原課等に請求したものとみなして良い。 1. 令和3年10月20日に受付番号1070号として受け付けたもの 2. 令和4年3月14日に受付番号1758号として受け付けたもの 3. 令和5年2月16日に受付番号1330号として受け付けたもの 4. 令和5年3月12日に受付番号1461号として受け付けたもの 5. 令和5年4月24日に受付番号94号として受け付けたもの 6. 令和5年5月19日に受付番号191号として受け付けたもの ただし、6. については、公開対象となった文書（公開あるいは一部公開の場合）の公開は東住吉総合高校に係るもののみで良い。
公開しないことと決定した 行政文書の名称	1. 令和3年10月20日に受付番号1070号として受け付けた情報公開請求により公開対象となった文書
公開しない理由	本件情報公開請求は、が作成した文書が対象となっていることから、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）前文に定められた「知る権利の保障」の趣旨を逸脱する請求であり、条例第4条に反する不適正請求と認められるものであるため、当該請求を却下とし、条例第13条第2項の規定に基づき非公開とする。
担当室・課 （所）等	大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ 電話番号 06-6941-0351 （内線 3431）
備考	本決定は、請求内容「1.」に係る文書

受付番号第389号

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「公開しないことと決定した行政文書」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。

行政文書公開請求書

令和5年 7月25日

大阪府知事 様

氏 名 〔法人その他の団体にあっては その名称及び代表者の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔法人その他の団体にあって は、主たる事務所の所在地〕	
連 絡 先 〔法人その他の団体にあって は、担当者名及び連絡先〕	同上 電話番号 メールアドレス

大阪府情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

行政文書の名称等 公開請求に係る行政文書を特定する に 足 り る 事 項	以下の請求につき為された処分決定内容がわかるもの（公開決定通知書等の控えの写しが望ましい。）および、当該決定によって公開対象となった文書全て（公開あるいは一部公開の場合）。なお、公開対象となった文書（公開あるいは一部公開の場合）を情報公開課が所有していない場合は、この点についてのみ原課等に請求したものとみなして良い。 1. 令和3年10月20日に受付番号1070号として受け付けたもの 2. 令和4年3月14日に受付番号1758号として受け付けたもの 3. 令和5年2月16日に受付番号1330号として受け付けたもの 4. 令和5年3月12日に受付番号1461号として受け付けたもの 5. 令和5年4月24日に受付番号94号として受け付けたもの 6. 令和5年5月19日に受付番号191号として受け付けたもの ただし、6. については、公開対象となった文書（公開あるいは一部公開の場合）の公開は東住吉総合高校に係るもののみで良い。		
〔できるだけ具体的に 記載してください。〕			
担当室・課（所）等	情報公開課		
希 望 す る 公 開 の 実 施 方 法	1 公開の実施方法 ☐ 閲覧（視聴及び聴取を含む。）のみを希望する。 ☒ 閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する。 ☐ 全部の写しの交付を希望する。 2 閲覧（視聴及び聴取を含む。）の方法 ☒ 用紙による ☐ 専用機器による 3 写しの交付等の方法 ☒ 用紙 ☐ 録音カセットテープ ☐ ビデオカセットテープ ☐ CD-R又はDVD-R ☐ インターネットの利用による提供		
希 望 す る 公 開 の 実 施 の 場 所 等	☒ 府政情報センターを希望する。 ☐ 担当室・課（所）を希望する。 ☐ 郵送を希望する。		
希 望 す る 公 開 の 実 施 の 日 時	☐ 年 月 日 ☐ 午前 ☐ 午後 時 分 から ☐ 午前 ☐ 午後 時 分 までの間 ☐ 公開決定等の通知後、担当室・課（所）と調整する。		
事案の移送の可否	☐ 可 ☐ 不可	情報提供としての取扱い可否	☐ 可 ☐ 不可
備 考			

注：1 太字枠内は、必ず記載してください。

整理番号：0220682059

2 該当する□にレ印を記入してください。

3 公開の実施方法及び公開の実施の日時については、御希望に添えない場合がありますので御了承ください。

8月8日までに処理して下さい